

## 障害福祉サービス→介護保険移行

重い障害のある女性が介護保険の認定を受けたら要介護度が低ぐ出た。障害者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険に移行しなければならない「介護保険優先原則」で、ひずみが浮き彫りになつてします。

「要支援1、要支援2」と認定された方は、「介護支援2」を受けました。判定は「要支援2」と出ました。

羽賀さんの障害福祉社サービスの内容を確認したケーブル。アメネジャーは、弁当の配食サービスへの変更を示唆。羽賀さんは「自分で献立を考え調理する」として、一番の「希望」となるのです。」「今まで同様皿飯で食事を作る」とを望みます。

の受給者証も発行されません。「これまでと同じ暮らしを続けられるよう、区には適切に判断してもらいたい」と羽賀さん。

重い障害も  
低い介護度

これまで同様の支援で生活を支えてと訴える羽賀さん＝東京都新宿区

な言葉が目に飛び込んできました。「ひつ、『予防』、しろと言うの?」――。「要支援」では家事援助の支給時間が減ってしまうと区役所に連絡を入れました。担当者は、幼少時に負った障害は

「これまで通りの生活できるか不安」

介護保険の対象ではなく、高齢化に伴う不自由が介護保険の対象だと感じたといいます。

障害福祉サービスでは、週3回、1回当たり3時間の家事援助を利用していました。掃除や洗濯、買物、人工呼吸器の洗浄、調理の下ごしらえなどは、羽賀さんの暮らしを支えていました。

羽賀さんの障害福祉サービスの内容を確認したケアマネジャーは、弁当の配食サービスへの変更を示唆。羽賀さんは「自分で献立を考え調理することは、一番の『予防』になるので」など、今まで同様自身で食事を作ることを望みます。

### 質低下を懸念

羽賀さんは「介護保険では、玄関の外側やベランダの掃除ができないなど制限があります。ベッドからトイレに移動がなければ介護保険では『歩ける』となるけど、私にとっては500歩歩けなければ『歩けない』にならない。障害者の社会参加の視点からすると、おかしなことだらけ」と強調します。

4月から、自治体独自の「新総合事業」を開始します。要支援者に対する生活援助をボランティアなどが担えるようになり、羽賀さんは支援の質の低下を懸念します。

2月分の支援は暫定的に、毎回1時間を介護保険から、2時間で障害福祉から出していますが、これがの受給者証も発行されてしまう。「これまでと同じ暮のことを繰り返るより、区には適切に判断してもらいたい」と羽賀さん。

厚生労働省は昨年2月、介護保険優先原則に関する本人の状況が「介護保険利用開始前後で大きく変化する」とは一般的には考へにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」とする事務連絡を出しています。

日本共産党のあべ早苗衆院議員は指摘します。「障害の程度が重い羽賀さんにサービス支給抑制が行われる中で生じたひすみです。凶